

お客さまへ

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

「電子メール・FAXによる電子交付サービス利用規定」改定のお知らせ

2026年10月13日付で、「電子メール・FAXによる電子交付サービス利用規定」を改定いたします。改定内容につきましては、下記の新旧対照表をご覧ください。

記

※ 下線部変更

電子メール・FAXによる電子交付サービス利用規定 新旧対照表

新	旧
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 電子メール・FAXによる電子交付サービス利用規定	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 電子メール・FAXによる電子交付サービス利用規定
第1条～第3条（現行通り）	第1条～第3条（省略）
第4条（本サービスの方法）	第4条（本サービスの方法）
1. 当社が行う本サービスは、以下の <u>いずれかの方法</u> により行います。ただし、交付方法は対象書面ごとに当社が定めるものとします。	当社が行う本サービスは、以下の <u>いずれかの方法</u> （「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号イの方法）により行います。ただし、交付方法は対象書面ごとに当社が定めるものとします。
(1) <u>電子メールアドレスを使用する方法</u> （「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号イ（以下①）またはロ（以下②）等に定める方法）	(1) <u>【新設】</u>
①あらかじめお客さまが <u>届け出た</u> 電子メールアドレスに当社が目論見書等の記載事項を記録する閲覧ファイル（以下「電子書面」といいます。）を送信したうえで、当社がその旨を通知し、またはお客さまが電子書面の内容を閲覧した旨を当社が確認する方法（以下「ファイル	あらかじめお客さまが <u>届出た</u> 電子メールアドレスに当社が目論見書等の記載事項を記録する閲覧ファイル（以下「電子書面」といいます。）を送信したうえで、当社がその旨を通知し、またはお客さまが電子書面の内容を閲覧した旨を当社が確認する方法 <u>【新設】</u> 。

添付方式』といいます。)

② あらかじめお客さまが届け出た電子メールアドレスに対して、電子書面をお客さまの閲覧に供するインターネットサイトの URL を記載した電子メールを送信したうえで、お客さまが当該サイトから電子書面をダウンロードした旨を当社が確認する方法（以下「ダウンロード用 URL 方式」といいます。）。

(2) FAX を使用する方法

あらかじめお客さまが届出た FAX 番号に当社が目論見書等を送信したうえで、当社がその旨を通知し、またはお客さまが送信した目論見書等の内容を閲覧した旨を当社が確認する方法。

2. (現行通り)

第 5 条 （本サービスの利用の申込み）

1. お客さまは、当社所定の方法により本サービスのご利用を申込み、当社が承諾した場合に本サービスをご利用できるものとします。

2. 申込みに際しては、お客さまは本サービスで利用する電子メールアドレスまたは FAX 番号を当社所定の方法によりお届けいただくものとします。

・但し、法人のお客さまの電子メールアドレスについては、代表者または当社にお届出の法人取引代理人等が電子交付された各種書面を確認可能な電子メールアドレスに限りま

3. (現行通り)

第 6 条 （本サービスの提供条件）

当社は、以下の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。

1. 第 4 条 (1) に定める電子メールを使用する方法を希望する場合。

(1)～(3) (省略)

【新設】

(2) 【新設】

あらかじめお客さまが届出た FAX 番号に当社が目論見書等を送信したうえで、当社がその旨を通知し、またはお客さまが送信した目論見書等の内容を閲覧した旨を当社が確認する方法。

2. (省略)

第 5 条 （本サービスの利用の申込み）

お客さまは、当社所定の方法により本サービスのご利用を申込み、当社が承諾した場合に本サービスをご利用できるものとします。

2. 申込みに際しては、お客さまは本サービスで利用する電子メールアドレスまたは FAX 番号を当社所定の方法によりお届けいただくものとします。

ただし、法人のお客さまの電子メールアドレスについては、代表者または当社にお届出の法人取引代理人等が電子交付された各種書面を確認可能な電子メールアドレスに限りま

3. (省略)

第 6 条 （本サービスの提供条件）

当社は、以下の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。

1. 電子メールを通じた電子交付を希望する場合。

(1)～(3) (省略)

(4) <u>ファイル添付方式またはダウンロード用 URL 方式のいずれの方法であるかに応じ、以下の事項を満たすこと。</u> ①<u>ファイル添付方式の場合、電子書面が、お客さまの使用する電子計算機（パソコン等）またはお客さまの契約するデータセンター等（クラウドを含みます。以下、電子計算機およびデータセンター等をあわせて「電子計算機等」といいます。）に備えられたファイルに記録され、お客さまはこの記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること【削除】。</u> ②<u>ダウンロード用 URL 方式の場合、電子書面が、お客さまの使用または契約する電子計算機等に備えられたファイルに記録され（自動的に記録されない場合には、お客さまがご自身でダウンロードし記録することを含みます。）、お客さまはこの記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること。</u> (5)～(8) （現行通り） 2. <u>第 4 条（2）に定める FAX を使用する方法を希望する場合。</u> (1)～(5) （現行通り） 第 7 条 （現行通り） 第 8 条 （紙媒体による交付請求・解約） 1. <u>お客さまは、第 2 条第 2 項に掲げる目論見書等の一部について本サービスによらずに紙媒体による書面の交付を請求し、または、本サービスの解約を申し出ることができるものとします。</u> 2. <u>当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。</u> <u>【削除】</u>	(4) <u>【新設】</u> <u>【新設】</u>電子書面が、お客さまの使用する電子計算機（パソコン等）<u>【新設】</u>に備えられたファイルに記録され、お客さまはこの記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること（<u>具体的には、プリンター等を保有されていること。</u>）。 <u>【新設】</u> (5)～(8) （省略） 2. <u>FAX を通じた電子交付を希望する場合。</u> (1)～(5) （省略） 第 7 条 （省略） 第 8 条 （解約） <u>【新設】</u> 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。 (1) <u>お客さまが、当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当社がこれを認めた場合。</u>
---	---

(1) お客さまが、第 3 条に定める法令等に違反した場合。 (2) お客さまが、第 6 条に定める本サービスの提供条件のいずれかを満たさなくなった場合。 (3) お客さまが、第 7 条に掲げる届出事項の変更のお申し出を行わず、当社が定める一定の期間を経過した場合。 (4) お客さまが、第 11 条に定める本規定の変更に 関する通知を受け、当該変更に同意されない 場合。 (5) お預り残高がないまま当社が定める一定期間 を経過した場合。 (6) お客さまのお取引が、当社を委託証券会社と して金融商品仲介業務を行う登録金融機関 を通じた取引に変更（仲介店への移管）とな る場合。 (7) 当社が、お客さまに本サービスをご利用いた だくことを不適當であると認めた場合。 (8) 当社の判断により、当社の全てのお客さまに 対し、第 2 条に規定する本サービスの提供を 終了した場合。 第 9～10 条 （現行通り） 第 11 条 （規定の変更） 1. この規定は、法令の変更または監督官庁の指 示、その他必要が生じたときに改定されるこ とがあります。 2.～4. （現行通り） 以上	(2) お客さまが、第 3 条に定める法令等に違反し た場合。 (4) お客さまが、第 6 条各号に定める条件のいず れかを満たさなかった場合。 (3) お客さまが、第 7 条に掲げる届出事項の変更 のお申し出を行わず、当社が定める一定の期 間を経過した場合。 (6) お客さまが、第 11 条に定める本規定の変更に 関する通知を受け、当該変更に同意されない 場合。 (5) お預り残高がないまま当社が定める一定期間 を経過したとき 【新設】 (8) 当社が本サービスをご利用いただくことを不 適當であると認めた場合。 (7) 当社の判断により、当社の全てのお客さまに 対し、第 2 条に規定する本サービスの提供を 終了した場合。 第 9～10 条 （省略） 第 11 条 （規定の変更） この規定は、法令の変更または監督官庁の指 示、その他必要が生じたときに改定されるこ とがあります。 2.～4. （省略） 以上
---	--